

第2章 ~人材~

未来をひらく人を育てます

- 1 人権尊重
- 2 幼児・学校教育
- 3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション
- 4 子ども・青少年の健全育成
- 5 文化
- 6 国際・地域間交流

基本方針 1 ～人材～ 未来をひらく人を育てます

1 人権尊重

現況と課題

〔人権意識の高揚と人権擁護〕

本町では、人権に関するテーマを取り上げた講演会や映画会を開催し、あらゆる人権問題について学習する場や、親子の語り合いを通じて子どもの人権意識をはぐくむ機会の提供などにより、町全体の人権意識の高揚に努めています。また、人権問題についての正しい理解や認識の基礎、互いの個性や価値観の違いを認め自己を尊重し他者を尊重する態度・実践力を養うため、京丹波町人権啓発推進協議会と連携を取りながら、人権強調月間である8月と人権週間のある12月に人権啓発を実施しています。

人権擁護に係る取組みとしては、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員11人による心配ごと相談のほか、園部人権擁護委員協議会活動として京都地方法務局園部支局等での人権相談などを行っています。

今後は、町民一人ひとりがあらゆる人権問題を身近な問題として、また、自らの課題として人権学習等に取り組み、互いに尊重しあい、すべての人が幸せに暮らせる明るいまちを築いていかなければなりません。DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童・高齢者虐待も極めて重要な人権侵害ですが、この問題については、児童虐待防止ネットワーク会議、保健師による個別相談等に対応しており、虐待防止に向けての対策や総合的な相談窓口の設置等相談体制の充実が求められています。

〔男女共同参画の社会づくり〕

男女が共に自らの自由な選択によって生き方や暮らし方を選び、均しく社会参加できる男女共同参画社会づくりについては、その重要性がますます高まっています。

本町では、平成19年3月に「京丹波町男女共同参画計画」を策定しました。計画では、基本理念に「男女が互いに支えあい 生き生きとすごせるまち 京丹波」を掲げ、基本目標の「思いやりの心で育む意識づくり」「一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり」「生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり」「男女がともに輝く社会づくり」をもとに施策を展開し、男女共同参画社会の実現をめざしています。

(1) 人権意識の高揚と人権擁護

人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京丹波町人権教育・啓発推進計画」を策定します。計画では、本町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに人権施策の方向性を示し、これに基づいた各種の人権尊重に向けた取組みを進めます。

人権啓発推進協議会や各区の人権学習推進委員との連携により人権学習等を実施し、町民の人権意識の高揚を図ります。

差別や虐待、犯罪被害などによる人権侵害が起こらない地域づくりの取組みとして、犯罪や非行の防止、虐待予防対策の強化、罪を犯した人の更生についての理解促進を進めます。

《取組み例》

- 京丹波町人権教育・啓発推進計画の策定
 - 相談体制の充実
 - 職員研修の充実
- 人権啓発の推進
 - 街頭啓発の実施、懸垂幕・横断幕・のぼり旗等の掲出
 - 広報啓発（広報紙、ケーブルテレビ等）の充実
 - 人権啓発冊子など啓発物品の作成、配布
- 人権教育（学習）の充実
 - 町人権啓発推進協議会活動促進
 - 映画上映会・人権講演会の実施
 - 地域における人権学習の機会づくり（人権学習推進委員活動）
 - 学習機会への参加のしやすさの向上
- 人権擁護活動の推進
 - 相談体制の充実
- 差別や虐待、犯罪のない地域づくりの推進
 - 社会を明るくする運動
 - 罪を犯した人の更生についての理解促進
 - 子どもの生命・人権を守る取組みの強化（別掲）
 - 高齢者虐待の予防と対策の強化（別掲）
 - 障がいと障がいのある人への理解促進（別掲）

(2) 男女共同参画の社会づくり

京丹波町男女共同参画計画に基づき、多様な機会でも男女平等意識の啓発推進と高揚を図り、男女それぞれの特性を生かしながら家庭・職場・地域社会においてそれぞれ自立し、自覚と責任を持つ中で、互いを尊重しあい、支えあう社会をつくります。

《取組み例》

- 男女共同参画計画の推進

2 幼児・学校教育

現況と課題

本町には、町立教育施設として幼稚園1園、小学校8校、中学校3校、また、学校給食センターが2施設あります。

就学前教育と保育の役割はそれぞれ幼稚園と保育所が担っていますが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）」の施行に伴い、これら施設における幼保一元化がさらに求められると予測されるため、早急な検討が必要となっています。

児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校においては、平成17年以降は児童総数が9百人台にまで減少しています。平成18年度においては、質美小学校が複式学級（2学年・3学年による同一教室学習）となり、以降はそれが常態化するほか、他校でも新たに複式学級になることが予想されています。このような児童数の減少、学校施設の老朽化などの対策として、旧丹波町において須知小学校と高原小学校を統合し、平成12年度に丹波ひかり小学校になり、また、旧和知町においても町内の3小学校が統合し、平成13年度に和知小学校になり、それぞれ新しい学校区での教育をスタートさせました。旧瑞穂町の区域（瑞穂地区）においては、児童数の減少と学校施設の老朽化の問題、さらには耐震化の課題を抱えており、学校統合についての検討が喫緊の課題となっています。

学校教育では、学力の向上を中心として、道徳教育、人権教育をはじめ、情報化や国際化、環境問題に対応した教育のほか、地域の伝統文化や特性を生かした教育、豊かな自然など地域資源を生かした体験学習などの多様な教育の展開を進めるとともに、食育の推進、児童・生徒の安心・安全の確保などに取り組み、次代を担う児童・生徒の育成に努めています。

今後は、少子高齢化の影響を受け児童・生徒の教育をめぐる環境が変わりつつある中で、それらの変化に柔軟に対応しながら、教育内容の充実や教育環境の改善、教員の人材育成、家庭教育力・地域教育力の回復などに向け、学校と家庭・地域との連携などを強化し、本町の未来を担う子どもたちを育てていくことが必要です。

あわせて、現在、旧町ごとに異なっている学校給食体制の見直しと、健康問題と食育指導の推進などの観点から幼稚園と中学校の完全給食実施に向けての検討が必要となっています。

■児童・生徒数の推移

調査年	町立小学校	町立中学校	府立須知高等学校
平成 9年	1,156	697	506
10年	1,149	657	482
11年	1,086	668	479
12年	1,063	608	459
13年	1,068	581	430
14年	1,031	550	430
15年	1,035	542	383
16年	1,017	544	322
17年	987	524	298
18年	983	505	311
19年	913	497	332

学校基本調査（単位：人 平成9年～17年の数値は旧3町の合計）

■ 幼稚園、小・中学校ごとの児童・生徒数の状況

〔幼稚園〕

名称	3歳児	4歳児	5歳児	計
須知	20	26	31	77

〔小学校〕

名称	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
竹野	8	11	7	12	11	10	59
丹波ひかり	45	55	52	62	58	48	320
下山	12	9	15	15	8	18	77
桧山	18	10	20	20	19	20	107
明俊	15	10	9	11	9	14	68
三ノ宮	9	8	9	8	14	8	56
質美	4	5	2	9	8	10	38
和知	18	39	26	42	43	20	188
計	129	147	140	179	170	148	913

〔中学校〕

名称	1学年	2学年	3学年	計
蒲生野	94	73	82	249
瑞穂	58	34	54	146
和知	35	37	30	102
計	187	144	166	497

学校基本調査
(単位：人 平成19年5月1日現在)

■ 幼稚園・学校施設の状況

	名称	施設	建築年度	構造	棟数	面積
幼稚園	須知	校舎	昭和53	RC	1	1,339㎡
		体育館	-	-	-	-
小学校	竹野	校舎	平成3	木造	7	1,789㎡
		体育館	平成3	RC	1	680㎡
	丹波ひかり	校舎	平成11	RC	2	4,935㎡
		体育館	平成11	RC	1	919㎡
	下山	校舎	昭和41	RC	2	2,149㎡
		体育館	昭和61	RC	1	799㎡
	桧山	校舎	昭和49	RC	1	2,814㎡
		体育館	昭和49	その他	1	582㎡
	明俊	校舎	昭和39	RC	2	1,869㎡
		体育館	昭和38	その他	1	507㎡
	三ノ宮	校舎	平成7	RC	1	1,902㎡
		体育館	平成8	RC	1	523㎡
質美	校舎	昭和35	木造	3	1,619㎡	
	体育館	昭和35	RC	1	389㎡	
和知	校舎	平成13	RC	1	4,740㎡	
	体育館	平成13	RC	1	1,087㎡	
中学校	蒲生野	校舎	昭和58	RC	3	4,440㎡
		体育館	平成13	RC	1	1,138㎡
	瑞穂	校舎	昭和60・平成2	RC	2	3,294㎡
		体育館	昭和32	RC	1	909㎡
	和知	校舎	昭和46	RC	2	2,857㎡
		体育館	昭和47	RC	1	945㎡

RC=鉄筋コンクリート

(平成19年3月1日現在)

計画

(1) 教育環境の改善

① 幼稚園・学校施設の整備・充実

少子化の進展等による児童数の減少と学校施設の老朽化に対応するため、小学校の統合等について地域住民や保護者等と協議しながら検討を進め、学校規模の適正化を図ります。

就学前の児童に対して教育、保育等を総合的に推進するため、幼稚園と保育所機能の一体化に向けた取組みを進めます。

幼稚園や学校施設の耐震調査を実施するとともに、必要な補強を行います。また、老朽施設や設備の改善について順次計画的に推進します。

《取組み例》

- 学校規模適正化（統合）
- 耐震補強の実施
- 認定こども園の設置に係る検討（幼保一元化）

② 教育を担う人材の育成

教職員評価・学校評価を活用し、教育を担う教職員一人ひとりの教師力の向上を図ります。また、府教育委員会と連携して実施している学校計画訪問や外部（地域）評価を活用し、学校の活性化や改善を推進します。

学校管理職と町教育委員会との研修会を実施し、今後の人材育成方策とその推進等について協議する機会をつくります。

《取組み例》

- 校園長会・教頭会の実施
- 初任者研修の実施（町教育委員会主管）
- 教務主任会の実施（町教育委員会主管）
- 中堅教員養成事業
- 学校管理職と町教育委員会との連携（研修会の実施等）

③ 教育相談の充実

生活実態アンケートを実施し、教育相談活動やスクールカウンセラーの活用などにより、児童・生徒、保護者の教育相談に対応します。

虐待等に迅速に対応できるサポートチームの編成等について検討します。

《取組み例》

- 生活実態アンケート調査
- スクールカウンセラー等による相談活動の実施
- 虐待等に迅速に対応できるサポートチームの編成

④児童・生徒の安心・安全の確保

児童・生徒の安心・安全を確保するため、校内では、学校体制による避難訓練、不審者訓練の実施など非常時への万全な備えと防犯カメラ設置等の環境整備を図るとともに、通学時等においては、地域住民のボランティアによって進められている子ども安全見守り隊の活動を促進します。

防犯について専門的な知識を有する人を学校内外の巡回を行う地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）に委嘱し、地域で活動する学校安全ボランティア等との連携等を促進します。

《取組み例》

- 子ども安全見守り隊の活動促進
- スクールガードリーダー巡回指導の実施

⑤特別支援教育の充実

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じ、さまざまな困難の改善や克服を図るため、適切な教育支援を行います。また、すべての幼児・児童・生徒が障がいのある人を正しく理解するための指導を推進します。

《取組み例》

- 町就学指導委員会、中学校区別ブロック就学指導委員会設置
- 保・幼・小・中連絡会議の設置
- 肢体不自由児学級の取組み推進
- 通級指導教室の設置促進
- 特別支援学級への人的配置促進

⑥小・中学校、高校等との連携

児童・生徒の学力向上、進路の多様化などに対応するため、小・中学校・高等学校との連携事業の促進を図ります。

町内に設置されている府立須知高等学校と町との連携事業等に取り組むことにより、同校の活性化と本町のまちづくり推進につなげます。特に、農業系の学科を持つ伝統校としての特色を生かした連携事業に取り組みます。

《取組み例》

- 小・中・高の連携事業
- 須知高校と町との連携事業

(2) 教育内容の充実

①基礎学力向上対策の推進

町独自で実施している学力生活実態調査を継続的に実施するとともに、府の学力診断テスト等を実施し、学力向上の授業改善や工夫を図り指導を充実します。

学力向上の一環として進めている読書活動や学校図書の実施を一層推進するとともに、国語力向上推進校を指定しその取組みを充実します。

《取組み例》

- 教育局指定の国語力向上の取組み
- 読書活動の推進
- 学校図書の充実と利用促進
- 町「学力実態調査」の実施
- 府「学力診断テスト」の実施
- 国「全国学力実態調査」の支援
- 研究推進指定校制度の設置

②多彩な教育の展開

〔人権・道徳教育の充実〕

人権教育を充実し、人権意識の高揚を図ります。

道徳教育を充実し、善悪を自ら判断し行動できる人間の形成を図ります。

《取組み例》

- 町人権教育研究会の開催

〔情報教育の推進〕

パソコン、校内LAN等の整備・充実を図るとともに、インターネット等の情報通信ネットワークも活用した情報教育を積極的に推進します。

《取組み例》

- 情報基盤の整備・充実

〔国際理解教育の推進〕

国際化の進展に対応して、国際共通語となっている英語教育の充実を図るためにALTによる英語教育等を通じた国際理解教育を推進します。

《取組み例》

- 小学校学習支援教員等配置事業（外国語指導部門）
- 語学指導等外国青年招致事業

〔地域資源を生かした教育の推進〕

町民の積極的な参画を得ながら、ふるさとの風土、歴史、文化、自然などのあらゆる地域資源を生かした児童・生徒の心に残る教育を実施し、豊かな人間形成と郷土に対する愛情と誇りの醸成につなげます。

自然にふれる機会等を通じて、環境問題に対応した教育を推進します。

《取組み例》

- 地域連携による文化財活用、人材活用事業
- 環境教育の推進

〔福祉教育の充実〕

次代を担う子どもたちに、だれもが互いの人権を尊重し共に暮らすことの大切さを伝え、互いを思いやる心を培うことなどを目的として、高齢者や障がいのある人などとふれあう機会を通じた福祉教育を実践します。

《取組み例》

- 福祉施設訪問・体験交流（ボランティア体験等）の充実

(3) 学校給食の充実と食育の推進

①学校給食の充実

児童・生徒の心身の健全な発達のために、安全でおいしく、栄養バランスのとれた食事の提供等による学校給食の充実を図ります。特に、小学校の異なる給食形態の給食センター方式への統一をはじめ、幼稚園と中学校の完全給食の実施について検討を進めます。

地域資源を生かした教育とも関連して、地元産食材も活用した学校給食を取り入れます。

《取組み例》

- 給食センター方式への統一（検討・推進）
- 幼稚園・中学校給食の導入（検討・推進）
- 地元産食材の活用

②食育の推進

生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、保健施策の「食による健康づくり」と連携しながら、家庭、学校等における健全な食生活の実践など食育を推進します。

農と食に対する関心を高めるとともにふるさとの良さの理解につなげるため、農業体験教育に取り組みます。

《取組み例》

- 農業体験教育の充実

(4) 就学支援の推進

①就学援助の実施

経済的な理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、児童・生徒が教育を均等に受けることができるように就学に対する援助を行います。

高等学校、大学等に就学し勉学する強い意思があるにもかかわらず、経済的理由で就学が困難な学生・生徒に対して奨学金を支給します。

《取組み例》

- 要保護及び準要保護就学援助費支給事業
- 育英金支給事業

②通学援助の実施

町立小・中学校に公共交通機関で遠距離通学する児童・生徒に対し、通学援助を行います。
町営バスのスクールバス運行を充実するとともに、学校統合の検討に合わせてスクールバス運行などの通学手段について検討を行います。

《取組み例》

- 遠距離通学者への通学費補助
- 学校統合に伴うスクールバス運行など通学手段の検討

(5) 家庭・地域教育の充実

①家庭教育の推進

保健事業と保育所・幼稚園・小・中学校等との連携により、子どものそれぞれの成長期において子育て教育講座や相談活動を実施し、子育ての不安解消等を図ります。

《取組み例》

- 家庭教育支援事業
 - 妊婦期における母親講座
 - 就学時健診における子育て講座
 - 思春期における子育て講座
 - 保護者、親子で参加する機会を活用した子育て講座

②地域教育の充実

地域と一体となった学校教育の推進策である学校評価システム構築事業（町内全小中学校）やコミュニティ・スクール推進事業（丹波ひかり小学校）の成果と課題を確認しながら、地域ぐるみの特色ある教育に取り組みます。

地元の農家や事業所等の協力を得て職場体験教育を実施し、児童・生徒の勤労観・職業観の育成と学校で学ぶことの意義への理解、将来に向けた学習意欲の向上などにつなげるとともに、就学時から生きる自信と力を身につけ、将来、社会人・職業人として自立していくための基礎をつくります。

《取組み例》

- 学校評価システム構築事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 職場体験教育の充実

3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

現況と課題

町では、高齢者講座や障がい者講座、体験教室の開催など、各世代、各層に応じた多様な学習機会を提供するとともに、各種の生涯学習団体の育成を推進しています。

人生80年代という長寿社会となった今日、社会構造の変化、情報化や国際化の進展など、多様化と変化の著しい社会に対応し、生涯を通じて心身共に健康で充実した生きがいを持てる暮らしを送るため、一人ひとりが自発的に気軽に学習できる、「いつでも、だれでも、どこでも」学ぶことができる機会づくりが必要となっています。

生涯学習については、公民館や拠点的な集会施設、さらには各地区において分野別活動や対象者別活動が展開されています。特に、分野別活動では、文化協会加盟団体や公民館サークル登録団体、その他グループ等を中心に多彩な活動が行われています。対象者別では、高齢者、障がい者、親子などを対象とした講座や学習会などが行われています。

生涯学習施設としては、中央公民館をはじめ集会施設が各地区で整備され、中央公民館や山村開発センターみずほ、和知ふれあいセンターなどの6施設に図書室が併設されています。

生涯スポーツについては、各層からの参加がある町民駅伝競走大会をはじめとする各種スポーツ事業や教室、さらには総合型地域スポーツクラブの活動などを通じてすべての人が健康で明るく暮らせるようにその推進に努めています。余暇の増大など自由時間が増加する一方で、体を動かす機会が減少している傾向があり、これらへの積極的な参加が期待されます。生涯スポーツの推進にあたっては、町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことで健康の維持増進につなげることはもちろんのこと、スポーツを通じて町民同士が活発に交流できる事業の展開と環境づくりが必要です。

また、国体開催を契機に根づいたホッケー競技とカヌー競技は、スポーツ少年団の育成などを通じて競技の普及・強化に努めてきた結果、本町から日本代表選手や国体選手を輩出するなど競技力は全国レベルまでに成長し、本町の個性化の一端を担っています。今後においても、あらゆるスポーツにおいて小学校期から継続した体力や競技力の向上に取り組むことが必要です。

スポーツ・レクリエーション施設としては、拠点的な府立丹波自然運動公園やグリーンランドみずほのほか、グラウンド、体育館、プールなどが整備されています。

計画

(1) 生涯学習の推進

① 多彩な学習機会の充実と創出

町民、生涯学習グループ・団体等のニーズに対応して、多彩な学習機会の充実を図るとともに、新たな学習機会をつくります。特に、分野別の各種講座をはじめ、高齢者や障がいのある人・親子等の対象別講座・教室などを継続的に推進するとともに、世代を超えた交流を図るための事業を実施します。講座や教室の内容については、社会的な課題や町民ニーズに加えて、本町のまちづくりに関連するテーマも取り入れます。

《取組み例》

- 高齢者講座「いきいき大学」の開催
- 障がい者講座「ひまわり学園」の開催
- 親子体験教室の開催
- 人権教育啓発研修会、人権学習用教材資料の貸し出しの実施

②生涯学習団体等の育成と活動の促進・支援

分野別に組織された京丹波町文化協会加盟団体や公民館サークル登録団体、その他グループ等が自主的に活動したり新たな活動を立ち上げたりできるように、さまざまな活動を促進・支援します。

《取組み例》

- 町文化協会等文化活動の促進
- 公民館サークル活動等の促進

③地域型生涯学習の推進

高齢化が進行する中で、居住地の近くで気軽に参加できる地域の施設等を利用した地域密着型の学習の場や世代を超えた交流の場づくりを促進します。

《取組み例》

- 各地域における施設等を活用した生涯学習活動の促進

④生涯学習施設の充実・連携

多様な生涯学習ニーズに対応できるように、既設の中央公民館や山村開発センターみずほ、和知ふれあいセンターなどの各種施設の有効活用と充実・連携を図ります。

これら主要施設等に設置されている図書室は、蔵書等の充実、図書室のネットワーク化と利用カードの統一などを行い、図書室の利用促進を図ります。

《取組み例》

- 生涯学習施設の充実（適正な維持管理）・連携
- 図書室の利用促進
 - 蔵書・資料の充実
 - ネットワーク化、利用カードの統一
 - 図書室運営の充実

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

①各種スポーツ・レクリエーション機会の充実と創出

町民の健康づくりや体力増強、交流などのニーズに対応した各種スポーツ・レクリエーションの充実を図るとともに、新たな機会づくりに努めます。特に、町技ともいべきホッケーとカヌーをはじめ各種の競技スポーツについては、指導者の確保と育成を図りながら競技力の向上と競技人口の維持・拡大に努めます。

また、町民駅伝競走大会をはじめ各種スポーツ大会、教室等の開催については、内容等の充実を図りながら継続的に実施し、健康づくりにあわせて町民の健康意識の高揚を図ります。

《取組み例》

- 各種スポーツ大会・教室の開催
- 高齢者・子どもスポーツ活動の推進
- 競技力向上のための指導者の確保と育成

②スポーツ団体・クラブ等の育成と活動の促進

京丹波町体育協会を中心としてスポーツ関係団体の維持・発展を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブをはじめスポーツ・レクリエーション活動に係る各種団体等の育成を図ります。

特に、次代を担う子どもたちがスポーツを通じ心身共に健全な成長ができるように、その重要な役割を担うスポーツ少年団活動など少年のスポーツ振興と指導者の育成を図ります。

《取組み例》

- スポーツ団体活動の促進
- スポーツ少年団活動の促進
- 総合型地域スポーツクラブ活動の促進

③スポーツ・レクリエーション施設の充実

グラウンド・体育館をはじめ各種社会体育施設の適正な維持管理を行うとともに、学校施設のグラウンド・体育館の一般開放を進め、町民が利用しやすい施設として充実させます。

府立丹波自然運動公園とグリーンランドみずほについては、本町スポーツ・レクリエーションの拠点施設として利用促進を図ります。

《取組み例》

- 社会体育施設の適正な維持管理

(3) リーダー・コーディネーターの育成

①リーダーの育成

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を活発にさせるためには、それぞれの活動をけん引するリーダーの存在が欠かせないことから、多様な分野のリーダーとなる人材を育成します。

②コーディネーターの育成

各分野や地域間の連携、世代間の交流等を促進するため、生涯学習コーディネーター（調整役）とも呼べる人材の育成に努めます。

4 子ども・青少年の健全育成

現況と課題

町では、各種関係団体や町民で構成する京丹波町青少年育成協会を組織し、各区の青少年育成委員と連携を取りながら、また、スポーツ少年団活動を通じて子ども・青少年の健全育成活動を進めています。

近年、青少年を取り巻く環境は厳しくなり、非行や凶悪犯罪の増加、さらには犯罪の低年齢化が大きな社会問題となっており、生活の基盤である家庭はもちろん、「地域で子ども・青少年を育てる」という考えをもとにした子ども・青少年の健全な育ちを応援できる社会環境づくりが重要となっています。

また、町民一人ひとりが子どもに対して規範を示す自覚を持った行動を常に心がけることが大切です。

さらには、子ども・青少年が各種活動やまちづくりなどに主体的に社会参加できる環境づくりを進める必要があります。

計画

(1) 健全育成のための風土づくり

① 社会環境の健全化

子どもや青少年の健全育成に向けて、地域における社会環境の健全化を推進します。

《取組み例》

- 社会を明るくする運動（再掲）
- 子ども安全見守り隊の活動促進（再掲）

② 安心・安全な育成環境づくり

あいさつ(声かけ)等による子ども・青少年との対話や多世代交流機会を拡充する取組みなどを進め、地域の人びとの目が届く安心・安全な環境の中で子ども・青少年の健全な成長を促進します。

《取組み例》

- あいさつ(声かけ)の推進
- 多世代交流の推進

(2) 健全育成活動の促進・支援

①健全育成組織の維持・強化

京丹波町青少年育成協会の組織強化を図るとともに、各区の青少年育成委員との連携を強化します。

《取組み例》

- 京丹波町青少年育成協会の活動促進

②活躍の場づくり

文化・スポーツ、ボランティア、子ども会等の各種活動、自然体験、さらにはまちづくりへの参画などを通じて、子ども・青少年が社会的に活躍できる場をつくります。

《取組み例》

- 各種活動、自然体験などの充実・活発化
- まちづくりへの参画促進

5 文化

現況と課題

本町は、大福光寺本堂・多宝塔（蕨地区）、九手神社本殿（豊田地区）、明隆寺観音堂（下粟野地区）などの国指定文化財7件をはじめ、府の指定・登録・決定文化財23件、町の指定文化財37件を有しています。

このように本町には、これら文化財をはじめ地域の風土や長い歴史の中で培われてきた数々の個性豊かな文化がたくさん存在しており、これらはまさに「丹波高原文化」といえます。特に、人形浄瑠璃や太鼓、地域の祭りなどは、地域の人びとの活動によって大切に継承されています。近年は、地域の高齢化等による担い手の減少という問題を抱えながらも、地域住民が伝統文化の保存・継承に努めているのが現状です。

今後は、文化的価値を再認識し、伝統的文化を継承するとともに新たな文化が生まれる環境をつくり、すべての人に郷土愛がはぐくまれ郷土を共有するまちづくりを推進することが必要です。

あわせて、本町の有するさまざまな文化を広く発信するとともに観光交流等に活用し、本町がめざす「丹波高原文化の郷」づくりにつなげる必要があります。

文化財の状況

〔国7件〕

指定区分	名称	所在地	指定年月	
国指定重要文化財	美術工芸品	紙本墨書方丈記	下山	大正15年 4月
		玉篇(巻第廿四断簡)	下山	昭和24年 2月
	建造物	大福光寺本堂	下山	明治38年 2月
		大福光寺多宝塔	下山	明治38年 2月
		九手神社本殿・附棟札2枚	豊田	大正10年 4月
		渡邊家住宅	下山	昭和50年 7月
		観音堂	下粟野	平成 7年12月

〔府23件〕

指定区分	名称	所在地	指定年月	
府指定文化財	美術工芸品	木造毘沙門天立像	下山	昭和59年 4月
		制札	下山	昭和63年 4月
		板絵著色神馬図	富田	平成元年 4月
		木造千手観音菩薩立像	粟野	平成元年 4月
		板絵著色竹虎図	下山	平成 2年 4月
		木造不動明王坐像	豊田	平成 2年 4月
	巫女埴輪	蒲生	平成 3年 4月	
	建造物	阿上三所神社本殿	坂原	平成17年 3月
	古文書	片山家文書	安栖里	昭和60年 5月
	無形民俗文化財	和知人形浄瑠璃	大迫	昭和60年 5月
府登録文化財	天然記念物	質志鐘乳洞	質志	平成13年 3月
		懸仏附懸仏残欠	下山	昭和63年 4月
	美術工芸品	木造熊野十二所権現本地仏像	豊田	平成 2年 4月
		能満神社本殿	上野	昭和58年 4月
		梅田春日神社本殿	水原	昭和58年 4月
		質美八幡宮本殿	質美	平成 5年 4月
		質美八幡宮産子集会所	質美	平成 5年 4月
		阿上三所神社拜殿	坂原	平成17年 3月
		質美の曳き山行事	質美	昭和62年 4月
		熊野神社田楽	上乙見	平成10年 3月
無形民俗文化財	小畑万歳	小畑	平成13年 3月	
	質美八幡宮境内地	質美	平成 5年 4月	
府文化財環境保全地区	能満神社文化財環境保全地区	上野	平成12年 3月	

〔町37件〕

指定区分	名 称	所在地	指定年月	
町指定文化財	建 造 物	新宮寺権現堂	豊 田	平成 2年 4月
		能満神社本殿	上 野	平成 2年 4月
		無動寺観音堂	粟 野	平成 3年 3月
	美術工芸品	十六善神図	下粟野	昭和54年12月
		木造千手観音菩薩立像	妙楽寺	昭和63年 3月
		木造薬師如来坐像	上大久保	昭和63年 3月
		絹本着色等曼荼羅図	富 田	平成 2年 4月
		木造阿弥陀如来及び両脇侍像	上 野	平成 2年 4月
		懸仏附懸仏残欠	下 山	平成 2年 4月
		銅造梵鐘	中 台	平成 6年 3月
		銅造梵鐘	水 原	平成 6年 3月
		木造阿弥陀如来及び両脇侍像	細 谷	平成 6年 6月
		木造地藏菩薩半か像	大 簾	平成 6年 6月
		木喰明満仏像	蒲 生	平成 7年 3月
		聖観世音菩薩立像	安 井	平成 7年 3月
		十一面千手観世音菩薩立像	豊 田	平成 7年 3月
		紺紙金字法華経	豊 田	平成 7年 3月
		木造大日如来坐像	井 脇	平成 7年 3月
		観音菩薩立像	下粟野	平成10年 4月
		木造薬師如来坐像	豊 田	平成16年 9月
		仁王像	下 山	平成16年 9月
		史 跡	質美八幡宮境内地	質 美
	豊田車塚古墳		豊 田	平成 7年 3月
	塩谷古墳群		曾 根	平成 7年 3月
	カナヤ1号墳(乗鞍古墳)		富 田	平成16年 9月
	宮ノ浦1号墳		曾 根	平成16年 9月
	中畑城跡		口八田	平成16年 9月
	須知城		市 森	平成16年 9月
	無形民俗文化財	熊野神社田楽	上乙見	昭和54年12月
		文七おどり	和知地区	昭和63年 3月
		和知太鼓	和知地区	昭和63年 3月
	天然記念物	葛城神社曳山巡行	口八田	平成11年 2月
		吉田龍雄家のカヤ	細 谷	昭和58年 9月
		七色の木	仏 主	昭和58年 9月
		大般若波羅蜜多経	富 田	平成16年 9月
	経 本	正法眼蔵	市 森	平成16年 9月
	典 籍	琴滝	市 森	平成16年 9月
名 勝				

(平成19年4月1日現在)

計画

(1) 歴史的文化の保存・活用

①伝統文化・文化財の保存・活用

伝統文化は、地域住民の保存・継承活動を基本としながら、町の誇りであり大切な財産である京丹波町固有の文化「丹波高原文化」として保全・活用し、次代へ継承していきます。若者や子どもへの伝承にあたっては、地域の文化を引き継ぐだけでなく、郷土に対する誇りを醸成するとともに、それぞれの人格形成につなげることができるように取り組みます。

町内に数多く存在する歴史的・文化的資産等は、本町固有の歴史文化を具現する貴重な地域資源であるため、これらの調査・保護対策を進め、大切に保存するとともに文化教育・観光資源として活用します。

伝統文化や文化財は、他地域から訪れる人びとが本町の歴史・文化にふれ、学ぶことのできる貴重な資源として交流活動に積極的に活用します。

《取組み例》

- 和知民芸保存会活動支援
- 子ども太鼓教室の開催、伝統芸能教育の推進
- 伝統芸能常設館定期公演の開催
- 社寺等文化資料保全事業
- 文化財維持管理の充実
- 文化財保護委員による調査研究の実施

② 生活文化資源等の保存・活用

本町に伝わる生活様式、民具などの生活文化資源については、「ふるさと発見館（中央公民館）」、「瑞穂ふるさと体験資料館（グリーンランドみずほ内）」等において保存・活用します。

これらを集約して保存・展示するための施設整備、本町に存在する文化財をはじめさまざまな歴史的・文化的資産を記録するデジタルアーカイブの導入などについて検討を進めます。

《取組み例》

- ふるさと発見館運営事業
- ふるさと体験資料館運営事業
- 生活様式や民具等のデータ化
- 保存・展示施設整備、デジタルアーカイブ導入などの検討

(2) 文化芸術活動の振興

①文化芸術活動の促進・支援

京丹波町文化協会や各種文化団体の活動を促進します。

平成23年に京都府で開催が予定されている「国民文化祭」の会場を誘致し、さらなる文化芸術活動の充実・活発化につなげます。

《取組み例》

- 町文化協会の活動促進
- 京都中部文化芸術祭への参加
- 国民文化祭会場の誘致

②文化・芸術に親しむ機会の提供

京丹波町文化協会が中心となって開催している町文化祭をはじめ、文化芸術団体の定期公演、文化・芸術品の展示、さらにはケーブルテレビ放送などを通じて、地域の文化・芸術に親しむ機会を提供します。

《取組み例》

- 町文化祭の開催（再掲）
- 伝統芸能常設館定期公演の開催（再掲）
- ふるさと発見館運営事業（再掲）
- ふるさと体験資料館運営事業（再掲）
→ ふるさと人形展開催

6 国際・地域間交流

現況と課題

本町は、町合併前の旧丹波町で国際交流を進めてきたオーストラリアのホークスベリー市と平成19年2月に姉妹提携の盟約を結び、中学生・高校生の相互派遣事業、町民のホームステイの受け入れなどを中心とした国際交流を行っています。旧和知町で行われてきたニュージーランドのダニーデン市の中学校と和知中学校との相互派遣事業についても、町民に国際的な視野を持ってもらうため、引き続き町内の3中学校との間で実施しています。

国内においては、旧瑞穂町で姉妹町提携の盟約を結び、各種の交流を進めてきた福島県双葉町と京丹波町との間で、平成18年5月11日に友好町提携を締結しました。

今後においても、文化、産業、スポーツなどあらゆる分野での人の交流や物産交流などの地域間交流と中学生・高校生の派遣・受け入れのほか、京丹波町国際交流協会を中心とした町民レベルの国際交流を推進し、より広い視野と国際感覚を備えるとともに自らが住む地域を見直し、そのことにより郷土愛を高めることができる人材を育てることが必要です。

また、本町は、今後、「丹波高原文化の郷」として町内外にその特色を打ち出していくこととしており、そのためにも都市との交流や国際的な交流活動をより積極的に推進していくことが重要になってきます。

計画

(1) 他地域との交流の推進

①国際交流の推進

姉妹都市であるオーストラリアのホークスベリー市との国際交流を推進するとともに、同市の高等学校・中学校やニュージーランドのダニーデン市の中学校との相互派遣事業と、ホームステイ受け入れを引き続き実施します。

国際交流の推進にあたっては、京丹波町国際交流協会をはじめ民間との連携を強めるとともに、国際交流を通じて「丹波高原文化の郷づくり」を広く発信していきます。

《取組み例》

- 姉妹都市交流の推進
- 国際的な視野を持つ町民の育成
(中学生等の相互派遣事業、ホームステイ受け入れ)
- 国際交流を通じた「丹波高原文化の郷」の発信

②都市等との交流の推進

町の活性化と町民が誇りを持てるまちづくりを進めるために、町民と都市住民との交流活動を推進します。特に、京阪神都市の地域（人）とは、至近距離という好条件を生かし、「すぐそこに自然豊かな心のふるさと、京丹波がある」というような同地域（人）との関係を築く中で交流活動を推進し、本町を愛する人を増やしていきます。

友好町である福島県双葉町とは、人・物・情報など、さまざまな分野での交流を進め、両町の発展につなげます。

《取組み例》

- 近隣都市住民等交流事業
→ 京丹波ファンの育成
- 友好町交流（福島県双葉町）の推進

(2) 町内地域間交流の推進・促進

町内各地域におけるコミュニティ活動や活性化に係る諸活動を促進するとともに、それらを相互に連携させた地域間交流を推進します。

また、生活文化やそれらを背景とした地域間交流等が「丹波高原文化の郷」づくりの基礎となるため、対外的な交流活動を推進するリーダーを育成します。

